観光宣伝事業「宝塚市観光ＰＲ動画」制作業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

１ 実施目的

本業務は、宝塚市が有する観光資源の魅力を紹介したＰＲ動画を作成し、インターネット上で公開するほか、市の観光プロモーションの場で活用し、国内外からの観光誘客促進を目的とする。

２ 業務概要

（１）業務の名称

観光宣伝事業「宝塚市観光ＰＲ動画」制作業務委託

（２）業務内容

１で掲げた実施目的を達成する宝塚市観光ＰＲ動画の作成。

なお、平成３０年度（2018年度）予算が承認された場合は、引き続き、関連動画の作成を予定します。

（３）委託期間

契約日から平成３０年（2018年）２月２８日（水）まで

（４）募集方法

公募型プロポーザル方式にて複数の事業者からその提案内容等を比較検討し、最も目的達成に寄与し、費用対効果を見込むことができる事業者を選定する。

３ 提案限度額

本業務の規模は１，６００千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

４ 業務に関する基本的事項

（１）制作物

宝塚市観光ＰＲ動画　１本

（２部構成とし、１部に南部地域、２部に北部地域を取り上げた内容とすること）

※南部地域及び北部地域の詳細については別図参照のこと。

※動画のテーマや構成等は提案によるものとするが、ターゲットを明確にすること。

※映像の中で、部分的に画像を使用することも可能とする。

※予算の範囲内で、外国語対応（優先言語は英語）すること。

※映像規格、納品媒体については契約後に協議するものとする。

但し、成果品は複製可能なものとすること。

（活用を想定するシーン）

・イベント、市内外での宝塚市観光プロモーションの場や旅行展会場での上映

・観光協会公式サイトや YouTube 等インターネット上での公開

（納期）

・業務委託期間内

（２）委託業務の内容

本業務に係る企画、取材（関係先への取材許認可申請や調整を含む。）、撮影、編集、デザイン、翻訳、納品データの作成等一切の業務。また、外国語に対応する場合は、受託者においてネイティブチェックを実施すること。なお、完成までに宝塚市国際観光協会（以下、観光協会）による複数回の内容確認及び修正の機会を設けること。

（３）費用の負担

業務に要する一切の費用は、受託者の負担とする。

（４）受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

ア　法人格を有している者であること。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は第２項の規定に該当する者でないこと。

ウ　宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ　宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年条例第６号。以下「暴力団排除条例という。」第２条各号に該当しないこと。

オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者または、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

カ　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

キ　政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

ク　国税及び地方税を滞納している者でないこと。

（５）業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に観光協会と協議を行うこと。

（６）秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

（７）個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

（８）　情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

（９）　法令遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連法令等を遵守すること。

（１０）貸与資料

業務を遂行する上で必要な資料は、原則受託者により入手すること。但し、観光協会から提供可能な資料は無料で貸与する。貸与するものについては、本業務の完了後、速やかに返却するものとする。

（１１）支払方法

支払は業務完了後一括払いとする。受託者は、業務完了後速やかに完了検査を受け委託料を請求すること。委託者は、請求日から３０日以内に支払うものとする。

（１２）成果品の審査

ア　受託者は、業務完了後速やかに、業務完了届及び納品書とともに成果品を提出し、観光協会の検査を受けなければならない。

イ　受託者は、成果品の審査において観光協会から訂正等を受けた場合は、直ちにこれを訂正しなければならない。

ウ　業務の完了後において、受託者の責に帰す業務の瑕疵が発見された場合は、受託者は直ちにこれを修正しなければならない。

（１３）成果品の帰属、著作権

ア　業務の成果品は、すべて観光協会に帰属する。受注者は、当協会の許可なく他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。

イ　受託者は委託業務の履行にあたり、第三者の著作権等を侵害してはならない。

ウ　委託業務の制作物に係る著作権（著作権法第２７条・第２８条に規定する権利を含む）は観光協会に所属するものとする。

エ　制作物に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者はただちに観光協会へ報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

（１４）その他

ア　本要領に記載する事項に疑義がある場合は観光協会の指示に従うものとし、本要領に明示がない事項については、その都度、観光協会担当者と受託者が協議の上決定する。

イ　本要領に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、観光協会担当者と協議の上、指定事項の内容を一部変更可能とする。

ウ　委託業務の遂行にあたり、統括責任者を置くこととし、業務体制を明確にすること。また、制作作業は映像、画像、音声等において専門知識と技能を有する者で行うこと。

エ　本業務の成果品に対する瑕疵担保期間は業務完了後１年間とする。

オ　本業務の成果品及び業務遂行過程において第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち観光協会の責に帰すべき事由により生じたものについては、その限りでない。

５ 公募に関するスケジュール

募集開始	平成２９年（2017年）７月１０日（月）
質問受付期間	平成２９年（2017年）７月１０日（月）～７月１８日（火）
質問に対する回答	平成２９年（2017年）７月２１日（金）
参加意向申出書提出締切	平成２９年（2017年）７月２８日（金）１７時（必着）
企画提案書提出締切	平成２９年（2017年）８月　７日（月）１７時（必着）
審査会	平成２９年（2017年）８月下旬（予定）
結果通知	平成２９年（2017年）８月下旬（予定）
契約締結	平成２９年（2017年）９月上旬（予定）

６ 参加意向申出書の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、下記により参加意向申出書を提出すること。

（１）提出期限　平成２９年（2017年）７月２８日（金）１７時必着

（２）提出方法　観光協会へ郵送または持参

（３）提出書類

ア参加意向申出書（様式１）

イ会社概要（事業内容、法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類）

ウ公共団体からの受注実績など

エ類似事業の実績など

※イ～エについては様式自由

（４）提出部数　各１部

７ 質疑及び回答

質疑は平成２９年７月１８日（火）までに電子メールまたはＦＡＸにて受付けます。各質疑内容は取りまとめの上、平成２９年７月２１日（金）までに質問の提出があった全事業者に対し電子メールにて回答し、ホームページ上で公開します。

８ 企画提案書の提出

次に定める書類を揃え、平成２９年８月７日（月）１７時までに観光協会まで持参または郵送にて提出してください（必着）。

（１）見積書（社印のある任意様式）１部

※見積書の記載は、一式表現ではなく企画・演出費、ロケ費、編集費、録音費等の詳細を記載し、年間委託料分の見積りを提出すること。また、合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

（２）企画提案書　正本１部、副本８部

Ａ４縦で任意の枚数（様式自由）で、提案限度額の範囲内で実施可能な下記提案項目、その他独自の企画等について提案してください。

①業務スケジュール

②作成する動画の案（コンセプト・演出方法・構成等）

③業務の遂行体制（人員・資機材等）

※企画提案書には「宝塚市観光ＰＲ動画制作業務企画提案書」と提出年月日、事業者名・代表者名・代表社印を記載した表紙を付すこと。

９ 審査方法

（１）プロポーザルの審査

審査委員会を設置し、提案者によるデモビデオ等（本事業に対するデモ動画または過去の制作物で費用やイメージの近いもの等）の上映を交え、企画提案に基づいたプレゼンテーションとヒアリングを行い、【６　審査基準】で示す項目に基づいて採点します。（プレゼンテーション時における追加資料の配布は認めません。）この場合、パソコンは参加者が用意し、プロジェクター、スクリーンは観光協会が用意するものとします。（プロジェクターの型番は「ＮＥＣ　ＮＰ61Ｊ」を予定）

なお、当該プロポーザルは、提案者が１者のみの場合であっても審査を実施します。

※応募者多数の場合は提出書類をもとに事前に事務局審査を実施する場合があります。その場合、類似事業の実績を重視します。

（２）プロポーザル審査日時・審査結果の通知

プロポーザル審査日時は、各応募者へ書面で通知します。なお、事務局審査を実施した場合の結果も併せて通知します。プロポーザル審査結果は、書面により全プレゼンテーション提案者に通知します。

１０ 審査基準

審査における評価項目は以下のとおりです。

審査項目	審査事項	配点
提案内容	目的を達成できる内容となっているか。	１０
	独自性があるか。	１０
	構成がわかりやすく、観る人を引き付ける工夫を凝らした企画となっているか。	１０
	宝塚市の観光事情についての理解及び十分な研究がなされていか。	５
	外国語への対応方針	５
実施体制	業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる実施体制が整っているか。業務実績が豊富にあるか。過去に作成した成果物が魅力的なものであるか。	５
コスト	受託希望金額に対し、最大限の成果が期待できるか。	５

１１　受託候補者の特定

受託候補者の特定件数は１件とし、次のとおり特定します。

（１）審査委員の採点の合計点数が高い順に受託候補者および次順位者（補欠）を特定します。

（２）同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により決定するものとします。

１２　契約について

観光協会は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、観光協会は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。

（１）受託候補者選定後、観光協会が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがあります。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとします。

（２）選定された受託候補者との契約が成立しなかった場合は、次順位者と協議を行い、契約相手方を決定します（プロポーザルへの参加者が１者の場合を除く。）。

（３）受託候補者が、この要領に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがあります。

１３　その他留意事項

（１）提出期限後の書類の差し替え及び追加提出は認めません。

（２）提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とします。

（３）提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しません。

（４）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。

（５）公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（６）審査経過、審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては受け付けません。

１４　問い合わせ先

宝塚市国際観光協会事務局

〒６６５－８６６５　宝塚市東洋町１－１（宝塚市役所観光企画課内）

電　話：０７９７－７７－２０１２

ＦＡＸ：０７９７－７４－９００２

ＭＡＩＬ：m-takarazuka0075@city.takarazuka.lg.jp